

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針

概要①

第1章 基本方針の策定にあたって

- 児童相談所における児童虐待の相談・通告件数の増加
- 死亡事例の検証に基づく、児童福祉審議会による提言

⇒子育て支援・児童虐待対策推進検討委員会の設置(H24. 8)

- 議員提案による「川崎市子どもを虐待から守る条例」制定 (H24. 10)

「川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針」策定

- 条例の基本理念である児童虐待のないまちづくりを推進し、児童家庭支援・児童虐待対策の強化・充実を図る
- 平成25年4月から概ね5年間を対象

第3章 児童相談・児童家庭支援に係る制度等

児童福祉法12条に規定する児童及び家庭の相談・支援に特化した行政機関

《児童相談所》

- 子ども・家庭に関わる専門機関として、**児童虐待への法的対応(強制力)**を含む相談・支援を実施する。
- 多様化・複雑化する支援ニーズに対し、様々な専門職の知識・技術・経験を有効に活用するとともに、これらの連携を図りながら、多角的かつ総合的な支援を提供する。

(例) 相談・通告の受理、初期対応、一時保護、調査、診断、判定、各種援助(在宅指導・施設入所等)

福祉・保健に関わる市民・地域に身近な行政機関

《福祉事務所》

- 様々な福祉業務を通じて児童や家庭の情報を、直接対面して得る機会が多く、**虐待が疑われる事例を把握し、早期の対応**が可能。
- (例) 保育所入所業務、児童手当支給等

《保健所》

- 母子保健事業を通じて妊産婦や乳幼児と直接対面して情報を得る機会が多く、**虐待が疑われる事例を把握し、早期の対応**が可能。
- (例) 赤ちゃん訪問、乳幼児健診等

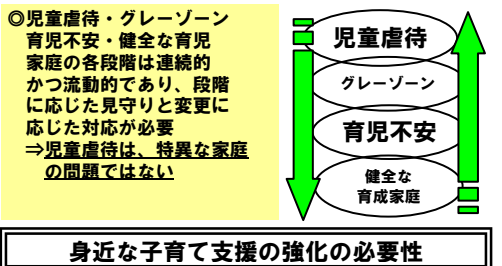
※本市においては、区役所(保健福祉センター)に設置されている。

与えられた権限・役割に応じた連携

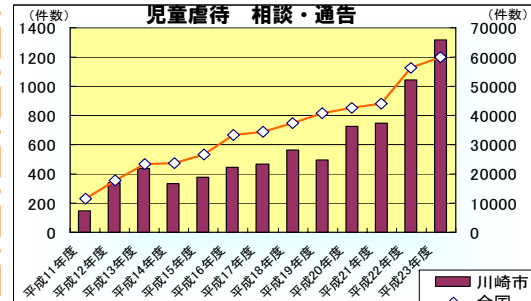
第2章 児童虐待を取り巻く状況

《子育てを取り巻く現状》

- 就学前児童数：8万人強
⇒今後も増加傾向
- 人口構成：20歳～40歳代が多い
若い”子育て世代が多いまち”
- 核家族世帯の増加
- 地域との関わりの希薄化
子育ての孤立感や負担感の増加



《児童虐待の状況》



【国の動向】

- ①児童虐待防止法：平成12年施行
 - ②児童福祉法改正：平成16年施行
 - 市町村・都道府県(児相)の役割分担の明確化
 - ※市町村：児童及び妊産婦の実状把握・情報提供・相談支援
 - ※児相：児童の専門相談・調査・判定・指導・一時保護・施設措置等
- 要保護児童対策地域協議会の設置

児童虐待対策(専門性)強化の必要性

第4章 本市の現状と課題

各機関における課題

児童相談所

- (1) 児童虐待対応の状況
 - ◎現状 児童虐待の急増とケースの複雑多様化
 - 課題 組織としてフォローする体制の強化が必要
 - 課題 保健医療領域の専門性の強化が必要
 - 課題 ケースワークの効果的・効率的な手法の導入が必要
- (2) 児童相談所の組織と職員
 - ◎現状 3児童相談所体制に再編(平成23年度)
 - 課題 統括調整機能の強化が必要
 - 課題 長期的スパンでの人材確保と育成が必要

区役所

- (1) こども支援室
 - ◎現状 地域の実情に合わせた総合的な子どもの支援
 - 課題 保健福祉センターとの役割分担の整理が必要
- (2) 保健福祉センター(福祉事務所・保健所)
 - ◎現状 法定制度に基づく福祉事務所業務と母子保健業務の執行
 - 課題 法的業務を通じた虐待が疑われる事例の把握と早期の対応が必要

こども本部

施策の総合的な推進

- 虐待への対策及び予防に向け、子育て支援、児童福祉、母子保健の制度間連携
- 一貫性・継続性のある支援に向けた体制整備及び人材育成
- 取組の推進体制の強化

要保護児童対策地域協議会

支援ネットワークの充実

- 本市における要対協の位置付けの明確化
- 保健福祉センターにおける協議会運営の強化
- 適切なリスク管理と役割分担の明確化

川崎市児童家庭支援・児童虐待対策基本方針 概要②

子育てを地域社会全体で支える

第5章 児童家庭支援・児童虐待対策の基本的な考え方

基本的な考え方①

●子ども・子育てを支援する地域づくり

- (1) 地域ニーズに応じた子育て支援
- (2) 子育てしやすい地域コミュニティづくりの推進
- (3) 人と人のコミュニケーションの仕組みづくり

基本的な考え方②

●関係機関等の連携による虐待の未然防止・早期発見・早期対応

- (1) 関係機関等の役割分担の明確化
- (2) ケースの状況変化に応じた連携の仕組みづくり
- (3) 個々のケースの情報共有の仕組みづくり

基本的な考え方③

●専門的支援の充実と人材育成

- (1) 保健福祉センターと児童相談所の役割分担の明確化
- (2) 専門的支援の充実
- (3) 社会的養護の充実
- (4) 地域連携・広域連携の強化
- (5) 長期的な専門職の人材育成の仕組みづくり

第6章 児童家庭支援・児童虐待対策の施策の展開

《方針1》 地域での子育て支援の充実

- <主な取組>
- (1) 地域の社会資源の有効活用
 - (2) 地域の子育て支援に関わる行政によるマネジメント・コーディネート
 - (3) 地域の子育てサロン等の活動支援

《方針2》 虐待の発生予防策の推進

- <主な取組>
- (1) 育児不安・虐待リスクの軽減に向けた取組
 - (2) 妊娠に必要な知識の普及啓発
 - (3) 子ども・家庭に対する適時・的確な支援の充実
 - (4) 児童虐待防止に向けた普及啓発の充実

《方針3》 早期発見・早期対応の充実

- <主な取組>
- (1) 母子保健事業からの早期把握
 - (2) 病院・保育園・幼稚園・学校との連携による早期発見・早期対応
 - (3) 地域による見守り体制の構築・充実
 - (4) 虐待通告への迅速かつ的確な対応・支援
 - (5) 要保護児童対策地域協議会の活用

《方針4》 専門的支援の充実・強化

- <主な取組>
- (1) 児童及び保護者に対する支援
 - (2) 専門職の協働による困難ケース等に対する適切な対応
 - (3) ケースワークに関わる組織的なフォロー体制の強化
 - (4) 効率的・効果的なケースワークの進行管理の充実
 - (5) 総合的なアセスメントの強化
 - (6) 各種専門機関・専門家との連携の強化

《方針5》 社会的養護の充実

- <主な取組>
- (1) 社会全体で子どもを育てる意識の啓発（社会的養護の意識啓発）
 - (2) 児童養護施設等の施設養護の充実
 - (3) 里親制度の拡充と里親支援の充実
 - (4) 児童家庭支援センターによる支援の充実

《方針6》 地域連携・広域連携等の強化

- <主な取組>
- (1) 町内会・自治会、児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会等による取組強化
 - (2) 要保護児童対策地域協議会を活用した地域ネットワークの充実
 - (3) 近隣自治体との連携強化・広域連携の強化

《方針7》 人材育成の推進

- <主な取組>
- (1) 専門職の育成に関わる研修等の充実
 - (2) 専門職の長期的な人材育成の仕組みづくり
 - (3) 関係機関における人材育成

第7章 児童家庭支援・児童虐待対策の施策の推進に向けて

●これらの方針に基づいて

- ・こども本部、児童相談所、区役所保健福祉センターにおいて、児童虐待対策の推進体制の強化を図ります。
- ・基本方針に基づき、具体的に施策を推進するため、平成25年度中に事業推進計画を策定します。